

ヘルプステーションえるふ重要事項説明書【居宅介護・重度訪問介護・行動援護】

この「重要事項説明書」は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条及び「滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準を定める条例（平成25年滋賀県条例第8号）」第4号の規定に基づき、当事業所の概要や提供するサービスの内容、契約を締結する前に知っておいていただきたいことを事業者が説明するものです。

1. 居宅介護サービスを提供する事業者について

事業者名称	株式会社FINE
代表者氏名	代表取締役 前田晴美
法人所在地	大津市赤尾町10-24 ヴィラエム&ケイ 203号
電話番号・FAX	(電話) 050-8883-0853 (FAX) 050-8883-0839
法人設立年月	令和6年12月25日

2. ご利用者へのサービス提供を担当する事業所について

(1) 事業者の所在地等

事業所の名称	ヘルプステーションえるふ
サービスの主たる対象者	身体障害者、知的障害者、難病患者等 障害児（18歳未満の身体障害者及び18歳未満の知的障害者）
滋賀県指定事業所番号	居宅介護・重度訪問介護・行動援護（令和7年4月1日指定） 第2510102805号
事業所所在地	大津市赤尾町10-24 ヴィラエム&ケイ 203号
連絡先 相談担当者	(電話) 050-8883-0853 (FAX) 050-8883-0839 管理者 榊原好美
事業所の通常の事業実施地域	大津市全域 草津市の一部

(2) 事業の目的および運営方針

事業の目的	支給決定に係る障害者及び障害児（以下、「障害者（児）」という。）の意思及び人格を尊重し、適切な居宅介護等を提供することを目的とする。
運営方針	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所は、居宅介護等を利用する障害者（児）（以下、「利用者」という。）が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切に行うものとする。 ・居宅介護等の実施に当たっては、利用者の必要なときに必要な居宅介護等の提供ができるよう努めるものとする。 ・居宅介護等の実施に当たっては、関係市町村および地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。 ・前項のほか、居宅介護等の実施に当たっては、障害者の日常生活及び社

	会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）（平成 17 年法律第 123 号。以下、「法」という。）をはじめ、各関係法令を遵守するものとする。
--	-------------------------------------------------------------------------------

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日（祝日含む） ただし、12月31日から1月3日までの日を除く。 （年末年始は相談に応じるものとする。）
営業時間（受付時間）	9時～18時

(4) サービス提供可能な日と時間

サービス提供日	年中無休
サービス提供時間	7時～22時

(5) 事業所の職員体制

管理者	榊原 好美
-----	-------

職種	職務の内容	人員数
事業所長 （管理者）	1 従業者及び業務の管理を、一元的に行います。 2 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常勤 1名
サービス 提供責任者	1 利用が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、障害福祉サービスが適切に行われるようアセスメントを実施し、援助の目標を達成するための手順と所要時間を明確にした手順書を作成します。 2 利用者または障害児の保護者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、具体的なサービスの内容を記載した居宅介護計画を作成します。 3 利用者及びその同居の家族に居宅介護計画の内容を説明し、同意を得て交付します。 4 居宅介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて居宅介護計画の変更を行います。 5 指定居宅介護事業所に対する指定居宅介護の申し込みにかかる調整を行います。 6 居宅介護従事者（以下「ヘルパー」という）等に対する技術指導等のサービス内容の管理を行います。 7 ヘルパーに対して、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達します。	常勤 1名以上
ヘルパー （*サービス 提供責任 者を含む）	1 居宅介護計画に基づき、居宅介護サービスを提供します。 2 サービス提供後、サービスの提供日、内容、利用者の心身の状況等について、サービス提供責任者に報告を行います。	常勤換算 2.5以上
事務職員	介護給付費等の請求事務および通信連絡事務等を行います	若干名

3. 提供するサービスの内容と料金および利用者負担額について

(1) 提供するサービスの内容について

☆居宅介護計画の作成

利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた手順書を作成し、この手順書を元に居宅介護計画を作成します。

☆身体介護

- **食事介助** 食事の介助を行います。
- **入浴介助・清拭** 入浴の介助や清拭（体を拭く）、洗髪などを行います。
- **排泄介助** 排泄の介助、おむつ交換を行います。
- **更衣介助** 衣服の着脱の介助を行います。
- **その他の介助** 利用者の意向や心身の状況等で必要な介助を行います。

☆家事援助

- **買い物** 利用者の日常生活に必要な物品の買い物を行います。預貯金の引き出しや預け入れは行いません。
- **調理** 利用者の食事の用意を手伝います。
- **掃除** 利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。
- **洗濯** 利用者の衣類の洗濯を行います。
- **その他の介助** 利用者の意向や心身の状況等で必要な介助を行います。

☆通院等介助

通院等又は官公署並びに指定相談支援事業所への移動（公的手続き又は障害福祉サービスの利用に係る相談のために利用する場合に限る）ための屋内外における移動等の介助又は通院等での受診等の手続き、移動等の介助を行います。

☆通院等乗降介助

通院等のためヘルパー自らの運転する車両への乗車又は降車の介助と併せて、乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助又は通院先での受診等の手続き、移動等の介助を行います。（移送に係る運賃は別途必要になります。）

☆重度訪問介護

全日常生活全般に常時の支援を要する身体障害者等に対して、身体介護、家事援助、見守り、移動中の介護等の支援を行います。

☆行動援護

- **予防的対応** 初めての場所で何が起こるかわからない等のため、不安定になったり不安を紛らわすために不適切な行動が出たりしないよう、あらかじめ目的地、順路、目的地での行動などを、言葉以外のコミュニケーション手段を用いて説明し、落ち着いた行動がとれるように支援を行います。
また、視覚・聴覚等に与える影響が問題行動の引き金となる場合に、本人の視界に入らないように工夫するなど、どんな条件の時に、問題行動が起こるかを熟知した上での予防的対応等を行います。
- **制御的対応** 何らかの原因で本人が問題行動を起こしてしまった時に、本人や周囲の安全を確保しつつ問題行動を適切におさめるよう支援を行います。
危険であることを認識できないために車道に突然飛び出してしまうといった、不適切な行動、自傷行為を適切におさめるように支援を行います。
本人の意思や思い込みにより、突然動かなくなったり、特定のもの（例えば自動車、看板、異性等）に強いこだわりを示すなど極端な行動を引き起こす際の対応をします。
- **身体介護的対応** 便意の認識ができない者の介助や排便後の後始末の対応をします。
外出中に食事をとる場合の食事介助を行います。
外出前後に行われる衣服の着脱介助などを行います。

(2) ヘルパーの禁止行為

- ①医療行為
- ②利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④利用者の同居家族に対するサービス
- ⑤利用者の日常生活の範身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)
- ⑧ その他利用者又は家族に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他の迷惑行為

(3) 提供するサービスの料金とその利用者負担額について

提供するサービスについて、厚生労働省の告示の単価による利用料が発生します。利用者負担は現在、サービス量と所得に着目した負担の仕組み（1 割定率負担と所得に応じた負担上限月額の設定）となっています。

定率負担、実費負担のそれぞれに、低所得の方に配慮した軽減策が講じられています。

*詳細は、【別紙1】障害福祉サービス利用料金表をご参照ください。

*障害福祉サービスの定率負担は、所得に応じて負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサービス料にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

負担上限月額等に関する詳細については、お住いの市町村窓口までお問合せ下さい。

- *サービス提供時間数は実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅介護計画に位置づけた時間数によるものとします。なお、計画時間数と実際にサービス提供に要した時間が大幅に異なる場合は、居宅介護計画の見直しを行います。
- *サービス提供を行う手順等により、市町村が2人派遣を認めた場合は、利用者の同意のもとヘルパー2名を同時派遣しますが、その場合の費用は2人分となり、利用者負担も2倍になります。
- *利用者の体調等の理由で居宅介護計画に予定されていたサービスが実施できない場合、利用者の同意を得てサービスの内容を変更することができます。この場合、事業者は変更後のサービス内容と時間により利用料金を請求いたします。
- *通院等のための乗車・降車の介助を行う事の前後に連続して相当の所要時間（20～30分程度以上）を要しかつ食事や着替えの介助、排泄介助など外出に際しての身体介護を行う場合には、「通院等介助（身体介護を伴う場合）」を算定します。
- *「通院等介助（身体介護を伴う場合）」の前において、居宅における外出に直接関係しない身体介護（例：入浴介助、食事介助など）に30分～1時間以上を要しかつ当該身体介護が中心である場合には、通算して「身体介護」を算定します。
- *介護給付費等について事業者が代理受領を行わない（利用者が償還払いを希望する）場合は、介護給付費等の全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので「領収書」を添えてお住いの市町村に介護給付費等の支給（利用者負担を除く）を申請してください。

【加算項目】

① サービス時間帯により下記のとおり料金が加算されます。（円未満の端数は四捨五入）

提供時間帯	早朝	昼間	夜間
時間帯	6:00～8:00	8:00～18:00	18:00～22:00
加算割合	100分の25	—	100分の25

*当事業所のサービス提供時間は午前7:00～22:00です。

② 事業所のとっている体制又は対応の内容等により、下記のとおり料金が加算されます。（円未満の端数は四捨五入）

加算項目	利用料金	利用者負担額	算定回数等
初回加算	2120円	212円	初回月、1回のみ

緊急時対応加算	1060 円	106 円	身体介護又は通院等介助（身体介護を伴う場合）に限る。 1 階の要請につき 1 回、利用者 1 人に対し、1 月に 2 回を限度とする。
特別地域加算	所定単位数 の 15/100	左記の 1 割	厚生労働省が定める地域に居住している利用者に対しサービス提供を行った場合
福祉・介護職員 等処遇改善加算 Ⅰ～Ⅳ	ひと月の所 定単位数に 加算率を乗 じた金額	左記の 1 割	事業所の総報酬単位数に加算率を乗じた金額を月 1 回
特定事業所加算 Ⅰ～Ⅳ	ひと月の所 定単位数に 加算率を乗 じた金額	左記の 1 割	サービス提供体制の整備、良質な人材の確保、重症障害者への対応等が整備されている場合に月 1 回

* 大津市の地域区分単価は、10.60 円です

加算説明

- * 緊急時加算…利用者やその家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者が居宅介護計画の変更を行い、ヘルパーが居宅介護計画において計画的に訪問することとなっていないサービスを緊急に行った場合に加算します。（対象となるサービスは、身体介護及び通院等介助（身体介護を伴う場合）に限ります。）
- * 初回加算…新規に居宅介護計画を作成した利用者に対して、初回のサービス提供と同月内に、サービス提供責任者が、自らサービス提供を行う場合又は他のヘルパーがサービス提供を行う際に同行した場合に加算します。
- * 特別地域加算…厚生労働省が定める地域に居住している利用者に対して、サービス提供を行なった場合に加算します。なお、本加算を算定する場合は、通常の事業の実施地域を越えてサービス提供を行った際にいただくことになっている交通費は徴収しません。お住いの場所が、対象地域に当たるかどうかは、受給者証に記載されています。
- * 福祉・介護職員処遇改善加算…介護人材の確保と更なるサービスの資質向上への取り組みの推進等を図るため、創設された加算です。（料金表記載の所定単位数とは、サービス別の基本サービス費に各種加算減算を加えたひと月当たりの総単位数）
- * 特定事業所加算…上記福祉・介護職員処遇改善加算に加え経験・技能のある職員などに重点化を図り更なる介護職員の処遇改善を図るため創設された加算です。

③利用者の依頼により、利用者の負担上限月額を超えて事業者が利用負担額を徴収しないよう、利用者負担額の徴収方法の管理を行った場合は、以下の料金が加算されます。

内容	利用料	利用者負担額	
利用者負担上限額管理	1590 円	159 円	1 月当たり

4. その他の費用について

①交通費 通常の事業の実施地域を越えて行う居宅介護等に要した交通費は、公共交通機関利用の場合、その実費、車両の場合は 1 kmあたり 15 円を徴収するものとする。

②キャンセル料 サービスの利用をキャンセルする場合、キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求させていただきます。

*ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。

前日 17:00 までのご連絡	キャンセル料は不要です
前日 17:00～当日現場訪問までにご連絡の場合	1000 円
サービス実施現場訪問までにご連絡がない場合	3000 円

- ③サービスの提供にあたり必要となる利用者の居宅で使用する電気、水道、ガスの費用
利用者（お客様）の別途負担となります。
- ④通院等介助等におけるヘルパーの公共交通機関の交通費
利用者（お客様）の別途負担となります。

5. 利用者負担額及びその他の費用のお支払いについて

料金・費用のお支払いについては、現金支払い・口座自動引き落とし（滋賀銀行のみ）の方法があります。現金でお支払いの方は、翌月の初回訪問時に請求書を配布させていただきます。

又、口座引き落としの方（滋賀銀行の口座をお持ちの方のみ）は、翌月の初回訪問時に請求書を配布させていただきます、18日に引き落としさせていただきます。尚、領収書については、再発行できませんので、大切に保管しておいてください。

また、介護給付費等について市町村より給付を受けた場合は、受領通知をおわたしますので、必ず保管をお願いします。

*利用料、その他の費用のお支払いについて、支払い能力があるにもかかわらず支払期日から3か月以上遅延し、故意に支払いの督促から7日以内にお支払いがない場合には、契約を解約した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

6. 担当ヘルパーの変更を希望される場合の窓口について

利用者のご事情により、担当ヘルパーの変更を希望される場合は、下記の相談担当者までご相談下さい。

○相談担当者氏名 サービス提供責任者 榊原好美

○連絡先電話番号 050-8883-0853

○受付時間 月曜日～金曜日（9:00～18:00）

*担当ヘルパーの変更に関しては、利用者等の希望を尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください。

7. サービスの提供にあたっての留意

(1) 市町村の支給決定内容等の確認

サービス提供に先立って受給者証に記載された支給量・支給内容・利用者負担上限月額を確認させていただきます。受給者証の住所、支給量などに変更があった場合は速やかに事業者にお知らせください。

(2) 居宅介護計画の作成

確認した支給決定内容に沿って、利用者及び家族の意向に配慮しながら「居宅介護計画」を作成します。作成した「居宅介護計画」については、案の段階で利用者又は家族に内容説明し、利用者の同意を得た上で成案としますので、ご確認いただくようお願いします。サービス提供は「居宅介護計画」にもとづいておこないます。実施に関する指示や命令はすべて事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の訪問時の状況や意向に十分な配慮を行います。

(3) 居宅介護計画の変更等

「居宅介護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。

また、サービス利用の変更・追加は、ヘルパーの稼働状況により利用者が希望する時間にサービスの提供ができないことがあります。その場合は、他の利用可能日時を利用者に提示するほか、他事業所を紹介するなど必要な調整をいたします。

(4) 担当ヘルパーの決定等

サービス提供時に、担当ヘルパーを決定します。ただし、実際のサービス提供にあたって

は、複数のヘルパーが交替して提供します。担当のヘルパーや訪問するヘルパーが交替する場合は、あらかじめ利用者に説明するとともに、利用者及びその家族に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮します。

利用者から特定のヘルパーを指名する事はできませんが、ヘルパーについてお気づきの点やご要望がありましたら、お客様相談窓口等にご遠慮なく相談ください。

(5) サービス実施のために必要な備品等の使用

サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気の使用を含む）は無償で使用させていただきます。また、ヘルパーが事業所に連絡する場合に電話を使用させていただく場合があります。

8. 虐待の防止について

事業所は利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）」を遵守するとともに、下記の対策を講じます。

- ① 虐待防止に関する責任者を選定しています。
サービス提供責任者： 榊原好美
- ② 苦情解決体制を整備しています。
- ③ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- ④ 指針の整備を行っています。
- ⑤ 虐待が疑われる場合には速やかに通報します。

9. 秘密の保持と個人情報の保護について

事業所は利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「福祉事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。

①利用者及びその家族に関する秘密の保持について

○事業者及び事業者の使用するもの（以下、「従業者」という。）は、サービス提供する上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。

○また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了して後においても継続します。

○事業者は、従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

②個人情報の保護について

○事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で使用する等、他の障害福祉サービス事業者等に、利用者の個人情報を提供しません。また、利用者の家族の個人情報についても、当該利用者の家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で使用する等、他の障害福祉サービス事業所等に利用者の家族の個人情報を提供しません。

○事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁記録を含む）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

○事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅延なく調査を行い、利用者目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担になります。）

10. ハラスメント対策

- (1) 職場におけるハラスメント対策：当事業所は、職場におけるハラスメント防止に取り組み訪問介護員が働きやすい環境づくりを目指します。
- (2) 利用者やその家族から受けるハラスメント対策：利用者やその家族等が当事業所の訪問介護員に対して行う暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメント等の行為を禁止します。

11. 感染症予防および蔓延防止のための措置

- (1) 対策委員会の開催：当事業所における感染症の予防および蔓延防止の対策を検討する委員会を開催しその結果を訪問介護員に周知します。
- (2) 指針の整備：当事業所における感染症の予防および蔓延防止のための指針を整備します。
- (3) 研修・訓練の実施：当事業所、感染症の予防および蔓延防止のための研修および訓練を定期的実施します。

12. 業務継続計画（BCP）の策定

当事業所は、感染症や非常災害の発生において、利用者に対する障害福祉サービス（居宅介護等）の提供を継続的に実施するためおよび非常時の体制での早期業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じます。

また、訪問介護員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的実施するよう努めます。

さらに、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

13. 緊急時等における対応方法について

- (1) サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。
- (2) 上記以外の緊急時において、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合に、下記の対応可能時間に連絡を受けた際は、利用者の状態に応じて、必要な対応を行い、管理者に報告するものとします。

連絡先：050-8883-0853

管理者・サービス提供責任者 榎原好美 直通携帯電話 090-8750-0544

11. 事故発生時の対応方法について

利用者に対する居宅介護の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。あ

本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社 AIG 損害保険株式会社

保険名 介護・福祉サービス事業者向け総合損害責任保険

保障の概要 法人が、施設管理や施設業務に起因する事故により、法律上の賠償責任を負った場合の補償です。

12. 身分証携帯

居宅介護従業者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者又は利用者の家族から提示を

求められた時は、いつでも身分証を提示します。

13. 心身の状況の把握

指定居宅介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

14. 連絡調整に対する協力

居宅介護事業者は、指定居宅介護の利用について市町村又は相談支援事業を行う者が行う連絡調整にできるかぎり協力します。

15. 他の指定障害福祉サービス事業所等との連携

指定居宅介護の提供に当たり、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者及び保健医療サービス又は福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。

16. サービス提供の記録

①指定居宅介護の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容、実績時間数及び利用者負担額等を、サービス提供終了時に利用者の確認を受けることとします。また利用者の確認を受けた後は、その控えを利用者に交付します。

②指定居宅介護の実施ごとに、サービス提供実績記録票に記録を行い、利用者の確認を受けます。

③これらの記録はサービス完結の日から5年間保存し、利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

(複写等にかかる費用は実費を負担いただきます。)

17. 指定居宅介護サービス内容の見積もりについて

契約に際して、利用者のサービス内容に応じた見積もり（契約書別紙）を作成します。

18. 苦情の受付について

(1) 提供した指定居宅介護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下記に記す【事業者の窓口】のとおり)

本事業所では地域にお住まいの方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から本事業所に対する意見などもいただいています。本事業所への苦情や意見は第三者委員に相談する事もできます。

(2) 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

①苦情窓口の職員が一報を受けた後、速やかに詳細について調べを行います。場合により、直接苦情主を訪問し詳細を聞き取ることや、支援担当を行った職員からの聞き取りも行い、事態を詳細に把握します。

②内容を法人理事長へ報告する。具体的な対応については、理事長と苦情窓口職員とで協議し、早期に対応を行う。

③内容はすべて記録をし、月に一度行う事業所全体会議で職員全体が把握、再発防止に努める。

【事業者の窓口】 提案・苦情受付担当 管理者 榊原 好美	所在地 大津市赤尾町10-24 ヴィラエム&ケイ 203号 電話番号 (電話) 050-8883-0853 (FAX) 050-8883-0839 受付時間 月曜日から金曜日 (祝日含む) (12月31日から1月3日までを除く) 9:00~18:00
【大津市の窓口】 大津市福祉部 障害福祉課	所在地 〒520-8575 大津市御陵町3-1 電話番号 077-528-2745 FAX 077-524-0086 受付時間 月曜日から金曜日 (土・日・祝及び年末年始は休み) 8:40~17:25
【草津市の窓口】 草津市健康福祉部 障害福祉課	所在地 〒525-8588 草津市草津3丁目13-30 電話番号 077-561-2363 FAX 077-561-2480 受付時間 月曜日から金曜日 (土・日・祝及び年末年始は休み) 8:30~17:15
【公的団体の窓口】 滋賀県社会福祉協議会 運営適正化委員会 (あんしんなっとく委員会)	所在地 〒525-0072 草津市笠山7丁目8-138 電話番号 077-567-4107 FAX 077-561-3061 受付時間 月曜日から金曜日 (祝日を除く) 9:00~17:00

19. サービス提供開始可能年月日

サービス提供開始が可能な年月日	年 月 日
-----------------	-------

20. 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
-----------------	-------

上記の内容について「滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例(平成25年滋賀県条例第8号)」第4条の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

法人名 株式会社 FINE

代表者 代表取締役 前田 晴美 印

事業所 ヘルプステーションえるふ

説明者 印

私は、本書面に基ついて事業者から重要事項の説明を受けました。

利用者

住所 _____ TEL () _____

氏名 _____ 印

代理者

住所 _____ TEL () _____

氏名 _____ 印 (利用者との続柄 _____)

【別紙1】

障害福祉サービス利用料金

身体介護

	単位数	利用者負担
30分未満	256点	271円
30分以上1時間未満	404点	428円
1時間以上1時間30分未満	587点	622円
1時間30分以上2時間未満	669点	709円
2時間以上2時間30分未満	754点	799円
2時間30分以上3時間未満	837点	887円
3時間以上	921点	976円
3時間以上30分毎に加算	83点	87円

通院等介助（身体介護を伴う場合）

	単位数	利用者負担
30分未満	256点	271円
30分以上1時間未満	404点	428円
1時間以上1時間30分未満	587点	622円
1時間30分以上2時間未満	669点	709円
2時間以上2時間30分未満	754点	799円
2時間30分以上3時間未満	837点	887円
3時間以上	921点	976円
3時間以上30分毎に加算	83点	87円

家事援助

	単位数	利用者負担
30分未満	106点	112円
30分以上45分未満	153点	162円
45分以上1時間未満	197点	208円
1時間以上1時間15分未満	239点	253円
1時間15分以上1時間30分未満	275点	291円
1時間30分以上	311点	329円
1時間30分以上15分毎に加算	35点	37円

通院等介助（身体介助を伴わない場合）

	単位数	利用者負担
30分未満	106点	112円
30分以上1時間未満	197点	208円
1時間以上1時間30分未満	275点	291円
1時間30分以上	345点	365円
1時間30分以上30分毎に加算	69点	73円

通院等乗降介助

	単位数	利用者負担
片道1回あたり	102点	108円

重度訪問介護（病院に入院中または入所中の障害者に提供した場合以外）

	単位数	利用者負担
1時間未満	186点	197円
1時間以上1時間30分未満	277点	293円

1時間30分以上2時間未満	369点	391円
2時間以上2時間30分未満	461点	488円
2時間30分以上3時間未満	553点	586円
3時間以上3時間30分未満	644点	682円
3時間30分以上4時間未満	736点	780円
4時間以上8時間未満	821点 30分毎に+85点	870円 90円
8時間以上12時間未満	1505点 30分毎に+85点	1595円 90円
12時間以上16時間未満	2184点 30分毎に+81点	2315円 84円
16時間以上20時間未満	2834点 30分毎に+86点	3004円 91円
20時間以上24時間未満	3520点 30分毎に+80点	3731円 84円

重度訪問介護（病院に入院中または入所中の障害者に提供した場合）

1時間未満	186点	197円
1時間以上1時間30分未満	277点	294円
1時間30分以上2時間未満	369点	391円
2時間以上2時間30分未満	461点	489円
2時間30分以上3時間未満	553点	586円
3時間以上3時間30分未満	644点	683円
3時間30分以上4時間未満	736点	780円
4時間以上8時間未満	821点 30分毎に+85点	870円 90円
8時間以上12時間未満	1505点 30分毎に+85点	1595円 90円
12時間以上16時間未満	2184点 30分毎に+81点	2315円 86円
16時間以上20時間未満	2834点 30分毎に+86点	3004円 91円
20時間以上24時間未満	3520点 30分毎に+80点	3731円 85円

移動介助加算

1時間未満	100点	11円
1時間以上1時間30分未満	125点	133円
1時間30分以上2時間未満	150点	159円
2時間以上2時間30分未満	175点	186円
2時間30分以上3時間未満	200点	212円
3時間以上	250点	265円

入院時支援連携加算

入院時に1回を限度として300点	318円
------------------	------

行動障害支援連携加算

30日の間、1回を限度 1回につき584点	619円
-----------------------	------

行動援護

	単位数	利用者負担
30分未満	288点	305円
30分以上1時間未満	437点	463円
1時間以上1時間30分未満	619点	656円
1時間30分以上2時間未満	762点	807円
2時間以上2時間30分未満	905点	959円
2時間30分以上3時間未満	1047点	1109円
3時間以上3時間30分未満	1191点	1262円
3時間30分以上4時間未満	1334点	1414円
4時間以上4時間30分未満	1479点	1567円
4時間30分以上5時間未満	1623点	1720円
5時間以上5時間30分未満	1764点	1869円
5時間30分以上6時間未満	1904点	2018円
6時間以上6時間30分未満	2046点	2168円
6時間30分以上7時間未満	2192点	2323円
7時間以上7時間30分未満	2340点	2480円
7時間30分以上	2485点	2634円

行動障害支援指導連携加算

移行する日の属する月 1回を限度に 273点	289円
------------------------	------